

法人が産業用太陽光設備を取得した場合 の税務手続き

諸税に係る手続きのご案内

株式会社KKRコンサルティング
代表取締役 税理士 山田純也

KKRconsulting

ver1.00

法人が産業用太陽光設備を取得した場合の税務

フローチャート

本パンフレットでは、以下の4点をご紹介します。

1. 償却資産税の軽減措置
取得の申告と税額軽減を受けるための届出について
2. 法人事業税の申告
電気供給業に係る収入割による申告について
3. 法人税における即時償却の適用要件
適用を受けるための要件(チェックリスト)について
4. 法人税における特別控除の適用要件
適用を受けるための要件(チェックリスト)について

1. 償却資産税の軽減措置

(1) 申告義務

太陽光発電設備は、償却資産に該当するため、取得した年の翌年1月31日までに、所在場所の市町村又は都に、償却資産を取得した旨の申告をする必要があります。

(2) 課税・納税

毎年1月1日の償却資産の帳簿価額を課税標準として、原則として1.4%に税率で、償却資産税が課税され、納税通知書が送付されてきます。

(3) 軽減措置

10kw以上の太陽光発電設備の場合、当初の3年間、償却資産税の課税標準を3分の2に軽減してくれる措置が設けられております。

この特例を受けるためには、「償却資産を取得した旨の申告」の際に、「固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書」等の提出が必要となります（書類の名称は、自治体ごとに異なります。）。

2. 法人事業税の申告

電気供給業を行う法人は、収入金額を課税標準とする法人とされています。太陽光発電を行う事業は、小規模なものであっても、電気供給業に該当します。

<税率(地方法人特別税込み)>

東京都 $0.765\% + 0.7\% \times 81\% = 1.332\%$

埼玉県 $0.7\% + 0.7\% \times 81\% = 1.267\%$

なお、太陽光発電に係る売上高が、他の主たる事業の売上高の1割程度であれば、合算して、主たる事業に含めて、所得割を課税標準とした課税方式を採用できる場合があります(下記参照)。

<参考> 地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)(総務省通知)

4の9の9 一般に所得等課税と収入金額課税との両部門の事業を併せて行う法人の納付すべき事業税額は、原則として各事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によるべきものであるが、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、両事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しないで従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税して差し支えないものであること。この場合において従たる事業のうち「軽微なもの」の判定は、その実態に即して行うべきものであるが、一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものは、これに該当するものとみなして差し支えないものであること。

なお、「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうのであるが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業をも含めて解することが適当であること。

3. 即時償却の適用要件①

即時償却の適用を受けるためには、次のすべての要件を満たす必要があります。

チェック欄

(1)設備に関する要件

- ① 以下の要件を満たす新品の太陽光発電設備を取得等したこと

<要件>

太陽光エネルギーを直接電気に変換するもののうち、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格(別表四15の項及び17の項において「日本工業規格」という。)C8960に定める真性変換効率が13.5パーセント以上(シリコン製の薄膜太陽電池にあつては7.0パーセント以上とし、化合物太陽電池にあつては8.0パーセント以上とする。)のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。

3. 即時償却の適用要件②

チェック欄

(2)適用を受けようとする法人における要件

② 青色申告書を提出する法人であること

③ 損金算入しようとする償却費について、損金経理(会計上の費用計上)を行っていること(特別償却準備金方式も可。)

④ 本件太陽光設備の取得等に充てるための補助金等を国又は地方公共団体から収受していないこと

(3)時期に関する要件

⑤ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの取得等であること

⑥ 取得等をした日から1年以内に国内にあるその法人の事業の用に供したこと

3. 即時償却の適用要件③

チェック欄

(4)法人税申告の添付書類に関する要件

- ⑦ 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書(別表16(1)、(2))の添付があること
- ⑧ 特別償却に係る償却限度額の計算に関する明細書(付表)の添付があること(次ページ参照)
- ⑨ 適用額明細書の添付があること(次ページ参照)
- ⑩ 固定価格買取制度の申請書(再生可能エネルギー発電設備認定申請書)の写しの添付があること
(変更の申請、届出を行っている場合には、これら書類の写しも添付)
- ⑪ 経済産業大臣が認定をした旨を証する書類(⑩の認定申請に係る認定書)の写しの添付があること

特別償却に係る償却限度額の計算に関する明細書(特別償却の付表(二))

エネルギー環境負荷低減推進設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表(措法42の5①、68の10①、旧措法42の5①、68の10①)				事業年度又は連結事業年度	法人名
エネルギー環境負荷低減推進設備等の区分	42条の5第1項()号() 68条の10第1項()号() 旧42条の5第1項()号() 旧68条の10第1項()号()	42条の5第1項()号() 68条の10第1項()号() 旧42条の5第1項()号() 旧68条の10第1項()号()	42条の5第1項()号() 68条の10第1項()号() 旧42条の5第1項()号() 旧68条の10第1項()号()	()	()
事業の種類	2				
(機械・装置の耐用年数表の番号) エネルギー環境負荷低減推進設備等の種類等	3	()	()	()	()
エネルギー環境負荷低減推進設備等の名称	4				
設置した工場、事業所等の名称	5				
取得等年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	
事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	
購入先	8				
取得価額	9		円	円	円
普通償却限度額	10				
特別償却率	11	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$	
特別償却限度額 (9)×(11)又は(9)×(11)	12		円	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
(指定告示名、告示番号) (別表番号、該当番号)	14	() ()	() ()	() ()	() ()
事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項	15				
[一 号 イ 該当] 認定発電設備に該当する旨の経済産業大臣の認定年月日	16	平 . .	平 . .	平 . .	
[一 号 イ 該当] 認定発電設備の出力	17		キロワット	キロワット	キロワット
[二 号 該当] 証明年月日	17	平 . .	平 . .	平 . .	

(法 0302-22)

特別償却の付表(二) 平二十四・四・二以後終了事業年度又は連結事業年度分

適用額明細書

F B 4 0 1 0

様式第一

平成 年 月 日 自平成 年 月 日 事務署長殿 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)
至平成 年 月 日

敬受印

納税地	電話() -	整理番号	
(フリガナ)		提出枚数	枚 うち 枚 目
法人名		事業種目	業種番号
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	千 百 十 百 十 円	提出年月日	平成 年 月 日
所得金額又は 欠損金額	千 百 十 百 十 円	本税務署用印欄	

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
		千 百 十 百 十 円
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		

4. 特別控除の適用要件①

特別控除の適用を受けるためには、次のすべての要件を満たす必要があります。

チェック欄

(1) 設備に関する要件

- ① 以下の要件を満たす新品の太陽光発電設備を取得等したこと

<要件>

太陽光エネルギーを直接電気に変換するもののうち、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格(別表四15の項及び17の項において「日本工業規格」という。)C8960に定める真性変換効率が13.5パーセント以上(シリコン製の薄膜太陽電池にあつては7.0パーセント以上とし、化合物太陽電池にあつては8.0パーセント以上とする。)のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。

4. 特別控除の適用要件②

チェック欄

(2)適用を受けようとする法人における要件

② 青色申告書を提出する法人であること

③ 本件太陽光設備の取得等に充てるための補助金等を国又は地方公共団体から収受していないこと

④ 中小企業者に該当すること

(注)中小企業者とは、次に掲げる法人をいいます。

1 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。以下同じ。)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除きます。

2 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

4. 特別控除の適用要件③

チェック欄

(3) 時期に関する要件

- ⑤ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの取得等であること
- ⑥ 取得等をした日から1年以内に国内にあるその法人の事業の用に供したこと

(4) 法人税申告の添付書類に関する要件

- ⑦ 特別控除に関する明細書の添付があること(次ページ参照)
- ⑧ 適用額明細書の添付があること(次ページ参照)
- ⑨ 固定価格買取制度の申請書(再生可能エネルギー発電設備認定申請書)の写しの添付があること
(変更の申請、届出を行っている場合には、これら書類の写しも添付)
- ⑩ 経済産業大臣が認定をした旨を証する書類(⑨の認定申請に係る認定書)の写しの添付があること

特別控除に関する明細書

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書						事業年度	法人名
御注意	措法第42条の第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	事業種目	2					
3	種 類	3					
4	構造、設備の種類又は区分	4					
5	産 産 細 目	5					
6	取 得 年 月 日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
7	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
8	取得価額又は製作価額	8					円
9	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					円
10	差引改定取得価額(8)-(9)	10					円
法人税額の特別控除額の計算							
11	取得価額の合計額(10の合計)	11					円
12	税額控除限度額(11) \times $\frac{7}{100}$	12					円
13	当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	13					円
14	当期税額基準額(13) \times $\frac{20}{100}$ -(別表六(十)「15」)	14					円
15	当期税額控除可能額(12)と(14)のうち少ない金額	15					円
16	法人税額超過構成額(別表六(二十三)「13の②」)	16					円
17	当期分の特別控除額(15)-(16)	17					円
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
24	前期繰越額又は当期税額控除限度額	24					円
25	当期控除可能額等	25					円
26	翌期繰越額(24)-(25)	26					円
計							円
当 期 分	(12)	(15)					円
合 計							円
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六(十一) 平二五・四・一以後終了事業年度分

注 0301-0611

1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は定金の額が100万円以下の法人がその行為の開始後、当該法人の事業の用に供する機械設備等であつて、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等したものである。この制度の適用があるかないかを判断するときは、この制度の適用があるかどうかを判断する。

適用額明細書

F B 4 0 1 0

様式第一

平成 年 月 日
 自平成 年 月 日
 至平成 年 月 日

事業年度分の適用額明細書
 (当初提出分・再提出分)

納税地
 電話() -
 (フリガナ)

整理番号
 提出枚数 枚のうち 枚目
 法人名
 事業種目
 業種番号

期末現在の資本金の額又は出資金の額
 所得税率
 提出年月日 平成 年 月 日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		

この用紙はいりかきなどしてはなりません。

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置法について記載してください。OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください）。

本パンフレットの作成は、以下で行っております。
株式会社KKRコンサルティング 代表取締役 税理士 山田純也
住所：東京都練馬区桜台1-38-12-203
電話：03-5946-9224 FAX：03-3948-2213
メールアドレス：yamada@kkrc.com

本パンフレットに関して、ご不明な点がございましたら、お電話、メール等にて、お気軽にお尋ねください。